

博物館活動センターイベント企画運営等業務 仕様書

1 業務名

博物館活動センターイベント企画運営等業務

2 業務の目的

札幌市博物館活動センター（以下、「活動センター」という）が主催するイベントを開催することで、活動センターの研究成果や事業について広く市民に周知し、活動センターの認知度の向上、利用促進を図るとともに、本市博物館の設立機運の醸成を図る。

3 イベント実施日・会場

(1) 実施日

令和5年2月4日(土)～5日(日) 10:00～17:00 (予定)

※2月3日(金)は会場設営

(2) 会場

札幌駅前通地下広場 北3条交差点広場（西側）

※会場費は本契約とは別に委託者が負担する。

4 イベント内容

別紙1「札幌市博物館活動センターイベント」企画（案）参照

(1) 標本・パネル展示

※雪まつり期間中の開催を想定し、雪に関する展示も行う

(2) デジタル技術（ARなど）を利用した体験コンテンツ

(3) トークイベント

(4) ワークショップ

5 業務内容

委託者が主催するイベントの実施にあたり、企画・運営・アンケート調査・分析等の業務を行う。

イベントでは、博物館に興味を持ってもらえるような市民等への働きかけを行うこと。

委託者が提供する別紙1のイベント企画案（展示物の内容を含む）に沿って、以下に掲げる業務（詳細は別表のとおり）を行う。ただし、別表中の委託者が手配する業務は除く。

(1) 総合企画運営進行

- ① 設置、撤去を含むイベント期間中の管理監督者を配置し、イベント実施の統括・管理運営を行うこと。
- ② イベント開催期間中(令和5年2月4日(土)～5日(日))の進行企画案及び進行表作成、進行管理一式

- ③ イベント期間中、イベント運営（ワークショップ、トークイベント運営を含む）を補助するサポートスタッフを手配すること。
- ④ 早朝・夜間要員（5：45～10：00、17：00～24：30、2月3日（金）夜間、4日（土）早朝・夜間、2月5日（日）早朝）を手配すること。

（2）会場造作作製・設営

① レイアウト考案、レイアウト図の作成

委託者の提供するイベント企画に基づき、委託者と十分に協議を行い、会場（札幌駅前通地下広場北3条交差点広場）レイアウトを考案し、展示レイアウト図の作成を行う。

② 会場の造作・設営

通行人がイベント会場に足を運んでもらえるよう、イベント内容を周知できる会場装飾を行うこと。

会場設営に必要となる資材等については別表のとおり想定しているが、状況に応じて変更する場合は委託者と協議のうえ検討すること。

③ 活動センター資料及び什器の搬出入

輸送するセンター資料は以下のとおり ※詳細は別紙2のとおり

- ・サッポロカイギュウの復元骨格標本（支柱含む） 1式
- ・小金湯産クジラの骨格標本 1式
- ・植物標本
- ・昆虫標本
- ・ワークショップ資材

④ 設営及び撤去

（ア）上記①に基づき、別表及び別紙1（企画案）、別紙2（輸送リスト）の制作物・什器類を、設営日（令和5年2月3日）に会場に搬送し、組立・設置のうえ会場設営を行う。なお、標本類の組み立ては委託者の指示のもと行うこと。

（イ）最終日（令和5年2月5日）のイベント終了後に撤去する。活動センターから搬入した標本等は活動センターに搬送すること。また、撤去後は簡易清掃を行うこと。

（3）デジタル技術（AR）を利用した体験コンテンツの作成・運営

上記4（2）の実施につき以下の業務を行う。

① スマートフォン等で動作する小金湯産クジラ全身骨格のARを作成すること。

※イメージは別紙3のとおり

※委託者が所有する小金湯産クジラ化石3Dデータを活用することも可能とする。

- ② ユーザー登録を行わずに利用できるようにすること（個人情報を取得・蓄積しないこと）。
- ③ サポートスタッフを1名以上配置し、利用の呼びかけや補助、会場整理を行うこと。
- ④ デジタルコンテンツの作成にあたっては、札幌市の情報セキュリティポリシーに基づく委託者からの指示に対応すること。

(4) トークイベント運営

上記4（3）のトークイベントの実施につき以下の業務を行う。

- ① 進行企画案及び進行表作成、進行台本作成、進行管理
各回30分、定員30人程度で、午前・午後 各2回（計8回）実施
- ② 会場設営
椅子及びモニター等の設置
- ③ MC 1名手配
- ④ 会場整理

(5) ワークショップ運営

上記4（4）のワークショップの実施につき以下の業務を行う。

- ① ワークショップ企画運営、進行管理
各回20～25分、定員20～24名程度で、各日5回程度実施（計10回程度）
- ② 会場設営
(ア) テーブル、白布、スタッキングチェア等の什器備品の設置
(イ) 会場の床の養生
- ③ 受付、ワークショップ作業指導
- ④ 会場整理

(6) 動画制作

学芸員の活動内容や研究分野（古生物、植物）に関する解説動画を3～5本程度（5分程度／本）を製作する。

- ・製作した動画はYouTubeの札幌市広報部公式チャンネルにて公開するため、字幕設定、カラーコントラストへの配慮を行うこと。
 - ・動画データ一式は令和4年12月28日までに納入すること。
 - ・動画の構成・企画は委託者と十分な協議の上、制作すること。
- ※イベント会場でも製作した動画を流す予定。

(7) チラシ・ポスターのグラフィックデザイン作成、及び印刷

当該イベントを周知するためのチラシ・ポスターを作成および印刷を行う。なお、委託者が提供する素材（テキスト、写真、図画）を使用することも可能とす

る。印刷したチラシ・ポスターは令和4年12月28日までに納入すること。

(8) アンケート調査の集計・分析

イベント時に、アンケート調査（博物館に関する意識調査）を実施し、結果を取りまとめて報告すること。調査項目については、札幌市と協議して決定すること。

(9) 安全確保及び保険加入

業務の実施にあたっては、来場者の安全の確保に努め、必要な人員を確保すること。また、来場者の事故及び展示品の損壊を補償するための必要な保険に加入すること（加入した保険証書などの写しを事前に委託者に提出すること）。

(10) 報告書の作成

受託者は、上記の実施項目の結果について報告書にとりまとめて、事業終了時に提出すること。作成した報告書は、Windows10に対応したWord文書で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCDまたはDVDに保存し納品すること。

6 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日までとする。

7 成果品

- ・会場レイアウト図面
- ・運営企画書、進行表、進行台本等 一式
- ・展示用品等の製作図面及びグラフィックデザインデータ（イラストレーター形式（アウトライン化しているもの、していないもの2種類）及びPDF形式）一式
- ・チラシ、ポスター 一式
- ・動画（mp4形式及びYouTubeにアップロード可能な形式） 一式

8 成果品に係る著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作権者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 納品・検査場所

- (1) 会場造作、イベント運営
札幌駅前通地下広場 北3条交差点広場（西側）
- (2) 展示パネル・サイン等グラフィックデザインデータ、チラシ・ポスター及びそのデザインデータ、動画データ
札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6 札幌市博物館活動センター

10 その他

- (1) サッポロカイギュウ骨格標本、小金湯産クジラ化石(レプリカ)、希少植物標本など資料の取り扱いについては十分留意すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、事業の実施にあたって事前に委託者と十分協議を行うこと。
- (4) 成果品について、基本的な設計・製作及び据え付け・施工に関わる不具合・故障などが生じた場合は、速やかに補修・修繕を行うか、または新品と交換すること。
- (5) 業務に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示を受けること。
- (6) 業務の履行に関しては、環境に配慮し、紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症について、各種感染予防対策ガイドライン等を参考に十分な感染予防及び感染拡大防止策を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本業務を中止する場合があることに留意すること。なお、その場合の費用負担については、委託者と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (9) 会場である札幌駅前通地下広場の利用規約を遵守すること。
- (10) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し、指示を受けること

11 本件に係る問い合わせ先

札幌市市民文化局文化部文化振興課
博物館担当係 工藤、山田

〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6 札幌市博物館活動センター

電話：011-374-5002 FAX：011-374-5014

Eメール：museum@city.sapporo.jp